

# 京都府における緊急事態措置について

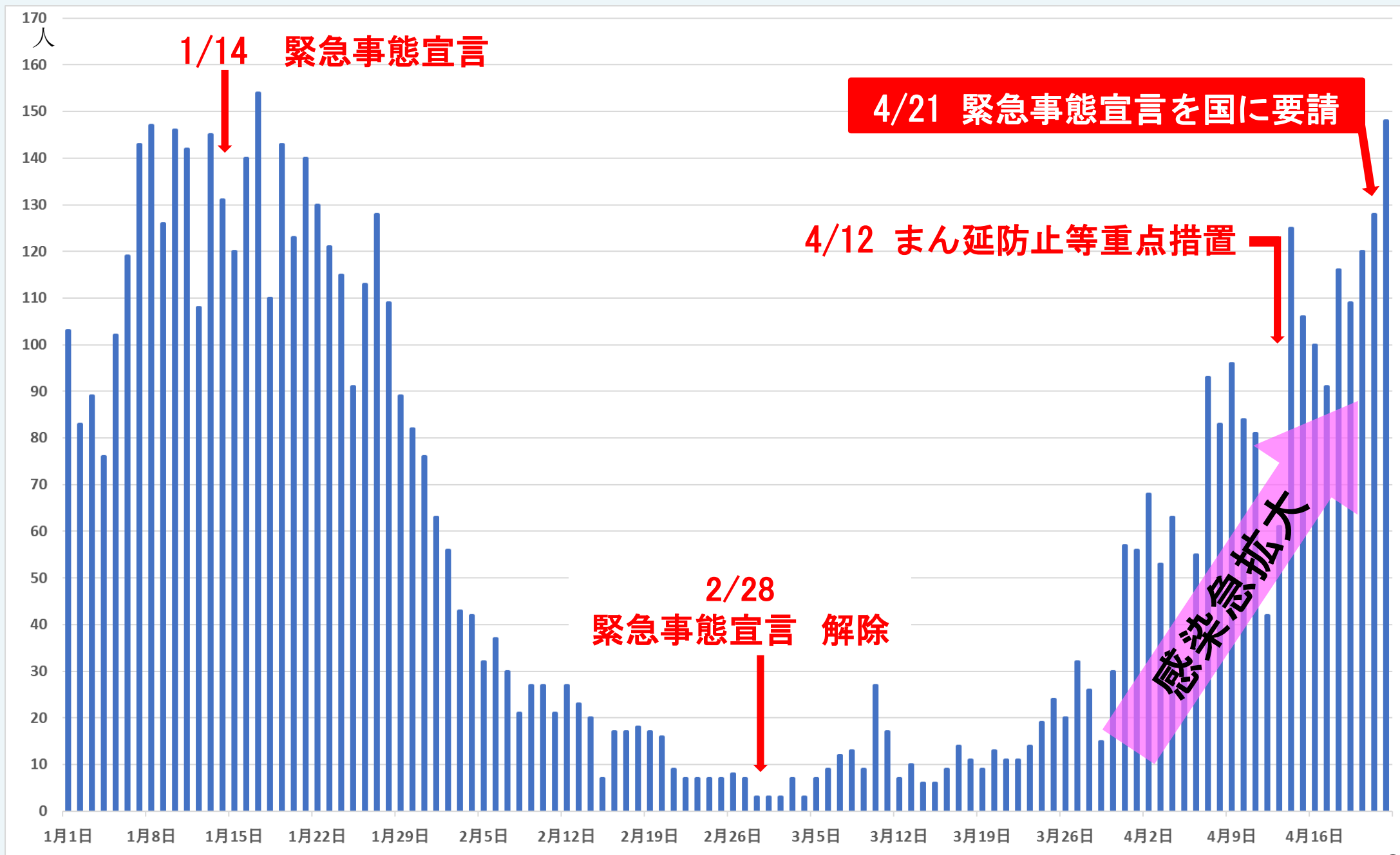
令和3年4月23日



京都府知事 西脇 隆俊

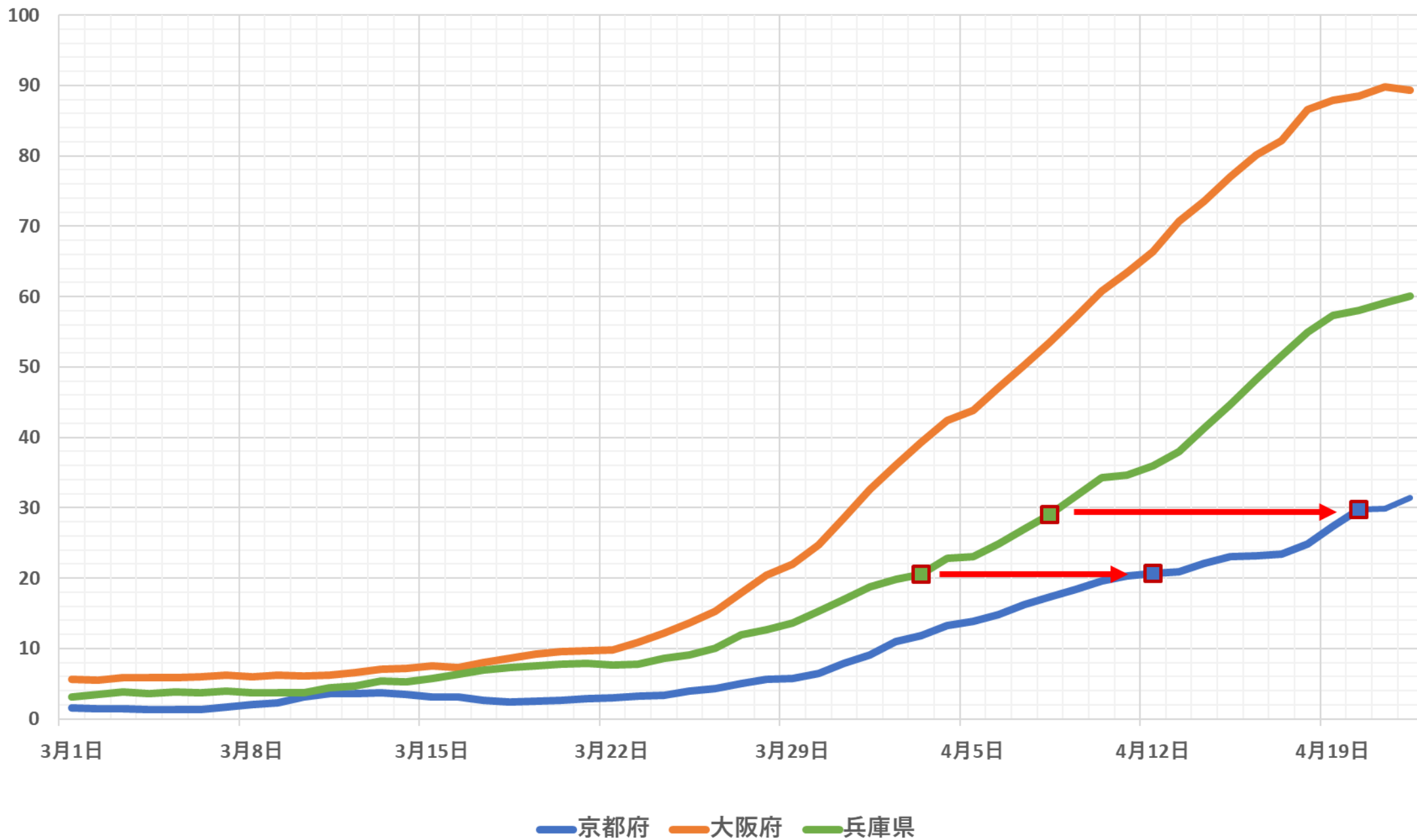


# 新規陽性者数の推移





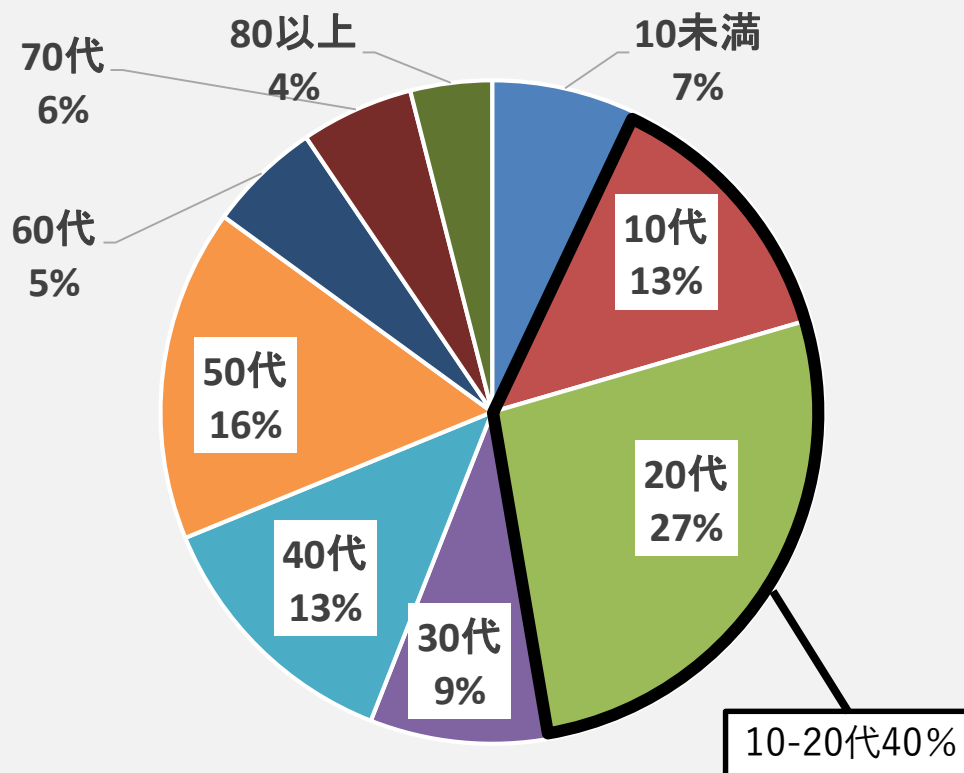
# 人口10万人あたり新規陽性者数推移





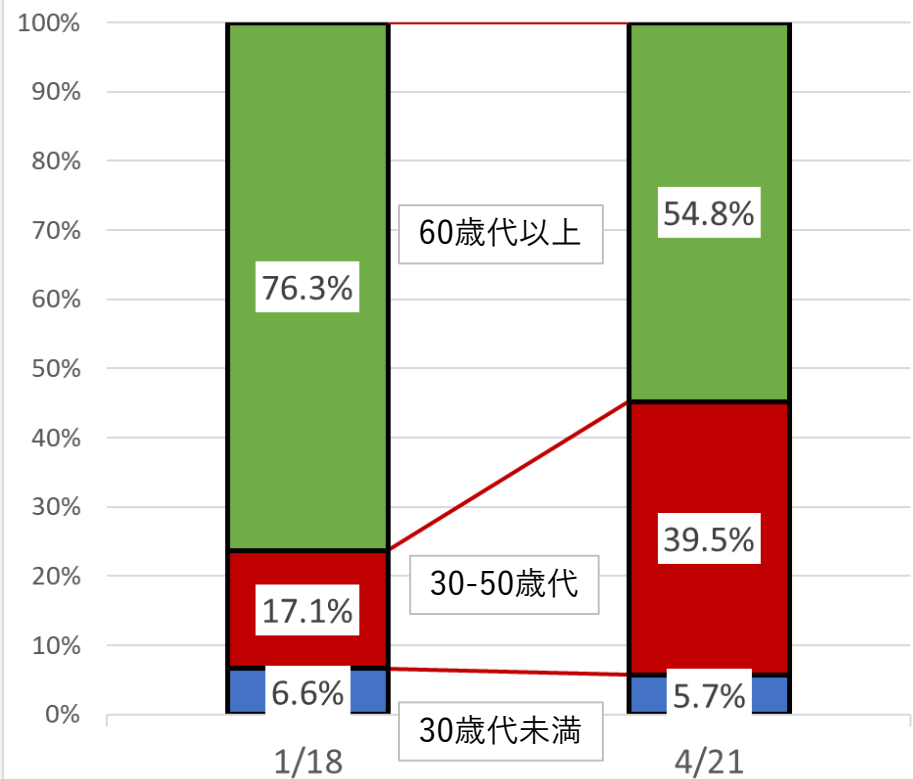
# 感染者の年代別の状況

## 変異株の年代別感染者割合



10代、20代の感染が4割

## 年齢別の入院者割合



第3波ピーク時に比べ、50歳代以下の割合が2倍



# 緊急事態措置の実施

## ▶ 感染拡大予防のための取り組み

- 4月5日:時短要請(京都市及び山城・乙訓地域)
- 4月12日:まん延防止等重点措置の実施
- 4月16日:新たな要請(大学等への対策強化)

## ▶ まん延防止等重点措置の効果が限定的(4/22)

- 新規陽性者数(7日間平均) 116.0人 (前週比1.36倍)
- 病床使用率 60.9%(ステージIV相当)



**GWを控え最大限の感染防止対策を講じる**  
**「緊急事態措置の実施」**



# 緊急事態措置の概要

区 域	京都府全域
期 間	令和3年4月25日(日)から 令和3年5月11日(火)まで

## 実施内容

1. 外出の自粛等
2. 催物(イベント等)の開催自粛
3. 施設の使用制限等
4. 職場への出勤等
5. 公共交通機関等への働きかけ

# 1 外出の自粛等

## 特措法第45条第1項

- ▶ 日中も含めた **不要不急の外出・移動の自粛**
  - 20時以降の不要不急の外出自粛
  - 混雑している場所や時間を避けて行動
- ▶ 以下の飲食店等の利用は**厳に控えること**
  - 感染対策が徹底されていない飲食店等
  - 休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等
- ▶ **不要不急の都道府県間の移動は**  
**極力控えること**

## 特措法第24条第9項

- ▶ **路上等における集団での飲酒などは行わないこと**
- ▶ **医療機関・高齢者施設等における面会の自粛**

## 2 催物(イベント等)の開催自粛

特措法第24条第9項

- ▶ イベント主催者・施設管理者は、開催規模、開催場所(屋内、屋外を問わない)にかかわらず、**原則として、無観客で開催**すること



### 3 施設の使用制限等

※ 詳細は京都府ホームページで確認願います

# ①飲食店への要請

## 特措法第45条第2項

施設の種類	内 訳		要請内容
飲食店等	<b>【飲食店】</b> 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)	酒類提供又はカラオケ設備提供をする場合	<b>施設の休止</b>
	<b>【遊興施設】</b> バー、カラオケボックス※等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗  <b>【カラオケ】</b> カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)	酒類提供又はカラオケ設備提供をしない場合	<b>営業時間短縮 (5時から 20時まで)</b>

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理や酒類提供・カラオケ設備使用は自粛を要請。

# ① 飲食店、遊興施設の一部

## 営業にあたっての要請事項

### <特措法第45条第2項に基づくもの>

- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 感染の防止のための入場者の整理及び誘導
- **発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止**
- 手指の消毒設備の設置、施設の消毒
- マスクの着用その他の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- 正当な理由がなくマスクの着用その他の感染の防止に関する**措置を講じない者の入場の禁止**
- 施設の換気
- アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止など感染防止対策を行うこと

### <特措法第24条第9項に基づくもの>

- CO2センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守を徹底

# ②飲食店以外への要請(1)

## 特措法第24条第9項

### (1) 休止要請をしない施設(政令第11条関連)

施設の種類	内 訳	要請内容
①社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	オンラインの活用
②学校、大学、 学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の自粛</li> <li>・オンラインの活用</li> <li>・学校教育活動を行うにあたって感染防止策を徹底【次頁】</li> </ul>
③図書館	図書館	(法に基づかない働きかけ) 適切な入場整理
④商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料)の店舗	感染防止対策の徹底
⑤サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	生活必需サービス(理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等)を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な入場整理</li> <li>・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛</li> </ul>

※ 上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外(感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請)

# 大学・高等学校・中学校等への要請 ①

特措法第24条第9項

## 【大学等への要請】

- ◆ 大学等において、オンライン授業を積極的に活用し、**一度に入構する学生数を50%以下**に抑えること
- ◆ **大学ガイドラインの遵守を徹底**すること
- ◆ クラブ活動での**許可制の導入**や他府県への**遠征の中止又は延期**など感染防止対策に留意すること  
→ 無理な場合には、事前にPCR検査を受検し「陰性」を確認すること
- ◆ 京都府等が実施するモニタリング検査等に協力すること

# 大学・高等学校・中学校等への要請②

特措法第24条第9項

## 【大学等への要請】

- ◆ 授業や課外活動の前後などの**会食は自粛**すること  
→ きょうとマナーの厳守
- ◆ 学生寮における**感染防止対策を徹底**すること
- ◆ 学生に対して、次の行動を禁止するよう徹底すること
  - ▶ 営業時間短縮を要請した時間以降の**飲食店等への出入り**
  - ▶ クラブ・サークル等の**コンパ(飲み会)**
  - ▶ **大人数での行動**や、友人の下宿等での**飲酒・宿泊**
  - ▶ 食事中も含めた**マスクを外しての会話**

# 大学・高等学校・中学校等への要請③

特措法第24条第9項

## 【高等学校等】

- ◆ 各学校の実態を踏まえ通学時等の密を避けること
  - ▶ 公共交通機関が混雑する時間を避けるための**時差登校**

## 【中学、高等学校】

- ◆ クラブ活動における感染防止対策を徹底すること
  - ▶ **原則、自校生徒で校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等**
    - ・ 上位大会(全国大会、近畿大会等)につながり、かつ、十分な感染対策が講じられている公式大会・発表会等への参加については、主催者による感染予防対策を確認の上、参加すること

## ②飲食店以外への要請(2)

### 特措法第24条第9項

#### (2) 休止を要請する施設(床面積1000㎡超の施設)

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	1000㎡以下
①映画館等	映画館、プラネタリウム	休止	(法に基づかない働きかけ) ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(5時から20時まで)
②商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)		
③運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場	原則休止 (全国大会等は無観客化)	
	ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	休止	
④遊興施設	個室ビデオ店、ライブハウス、射的場、勝馬投票券発売所 等		
⑤博物館等	博物館、美術館 等		
⑥サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		



## ②飲食店以外への要請(3)

特措法第24条第9項

(3) イベントに準じた取扱いを要請する施設(施設規模に関わらず要請)

施設の種類	内 訳	要請内容
①劇場等	劇場、観覧場、演芸場	無観客開催
②遊技施設	テーマパーク、遊園地	
③集会・展示施設 ※	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントで使用する場合、無観客開催(以下、法に基づかない働きかけ)</li> <li>・適切な入場整理</li> <li>・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛</li> <li>・営業時間短縮(5時から20時まで)</li> </ul>
④ホテル・旅館※	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
⑤運動施設※	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	
⑥結婚式場	結婚式場	(法第45条第2項に基づく要請) <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛</li> <li>・営業時間短縮(5時から20時まで)</li> </ul> (法に基づかない働きかけ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・1.5時間以内の開催</li> <li>・参加人数50人以下又は収容率50%以内</li> </ul>
⑦葬祭場	葬祭場	(法に基づかない働きかけ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類提供の自粛</li> </ul>

※ 個人の打合せ、練習、プレー等による使用は可

# その他

## 【京都府の取組】

- ▶ 府民利用に供する府立施設等（併設駐車場含む）は、  
**原則施設利用を休止**

※詳細は京都府ホームページに掲載

## 4 職場への出勤等

特措法第24条第9項

▶ **出勤者数の7割削減** を目指すこと

- ・ 在宅勤務(テレワーク)の活用
- ・ 大型連休中の休暇取得の促進



▶ 事業継続に必要な場合を除き、

**20時以降の勤務を抑制すること**

▶ 出勤時は、**時差出勤や自転車通勤**など、人との接触を低減する取組を強力に推進すること

# 5 公共交通機関等への働きかけ

特措法によらない働きかけ

## 要 請 内 容

▶ 地下鉄、バス等の交通事業者に対して協力を依頼

平 日	終電繰上げ
週末休日	減便など

※ 主要ターミナルにおける検温の実施等

※ 屋外照明(防犯対策上、必要なものを除く)の夜間消灯等

# 営業時間短縮等に対する支援

**特措法に基づく休業及び営業時間短縮の  
要請に応じた施設等に対しては支援を行う**



# 緊急事態措置に関する問い合わせ

京都府緊急事態措置に関する府民や事業者等の問い合わせ先

▶ **緊急事態措置全般及び営業時間短縮等について**

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター

TEL:075-414-5907（平日9時から17時）

※4月24、25日は開設

▶ **協力金については、制度の詳細が決まり次第、  
京都府ホームページに掲載します**

# 感染拡大を防ぐ基本的な取組



# 1 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を！

## 【基本的な感染予防対策の徹底】

- ▶ マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保
- ▶ 3密（密閉、密集、密接）の回避

## 【人と人との接触機会を減らす】

- ▶ 各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動

## 【飛沫感染の防止】

- ▶ ウイルスは主に鼻と口から入ります
- ▶ 会話の時は必ずマスクをしましょう！

## 2 飲食機会の感染予防の徹底

### 【府民1人ひとりに対し要請】

- ▶ 飲食時の「きょうとマナー」の徹底
- ▶ 宴会や家族以外の  
ホームパーティー・飲酒は控える
- ▶ 外食時は、1人で「個食」、  
黙って「黙食」

飲食時の「きょうとマナー」にご協力を！

適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！  


会話の時はマスクを着用！  


食事前、退店時には手指消毒を！  


お店では大声で話さないでください！  
静かに...  


2時間、4人までを目安に！  


5つのマナーが「京都の食文化」を守ります！

京都府

# 飲食機会の感染予防の徹底

きょうとマナーに  
ご協力お願いします～



京都府広報監  
まゆまる



適切なアクリル板や  
換気設備のあるお店で!



会話の時はマスクを着用!



食事前、退店時には手指消毒を!



お店では大声で話さないでください!



2時間、4人までを目安に!

大声での会話



マスクなしでの会話



[http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona\\_5manner.html](http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_5manner.html)

動画はこちら



**みんなです京都を守るゴールデンウィーク**

**～ 緊急メッセージ ～**

京都府、京都市、日本労働組合総連合会京都府連合会、  
一般社団法人京都経営者協会による**緊急メッセージ(抜粋)**

## ① 経営者の皆様へのごお願い

- ・ オフィスでの仕事は在宅勤務に切り替えるなど  
**出勤者数の7割削減**
- ・ GW前後の**年次有給休暇の集中取得**を奨励
- ・ **業種別ガイドライン遵守**を改めて自己点検

## ② 働くすべての皆様へのごお願い

- ・ GW前後は年休を取得し、**おうちでゆっくりする**
- ・ GW期間中の環境変化に伴い、より**体調管理**を行う
- ・ 働かざるを得ない場合は、**マスクや消毒などの徹底**

# 各種相談体制等について



# GW期間中の相談体制の確保

## 妊産婦に対する臨時相談窓口の開設

▶ **電話相談の実施** 4月29日12時～5月6日12時 24時間対応

コロナ禍の不安を抱える妊産婦のため、妊娠・出産・子育てに係る相談に**助産師が無料で電話相談**に応じます

<https://kyoto-midwife.jp/index.html>

お住まいの地域のお近くの助産師に、直接御連絡ください

※電話相談の上、助産ケアを受けることも可能です(有料)

## 医療検査・相談体制の確保

- ▶ きょうと新型コロナ医療相談センターの24時間対応 **8回線に拡充**
- ▶ 京都府医師会による自宅療養支援チームの設置 **4/26～5/15**
- ▶ 入院・医療コントロールセンターによる感染者対応 **GW中も実施**